

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成26年10月22日

水 曜 日

第 3828 号

## 目 次

### 告 示

|                    |   |
|--------------------|---|
| ○鳥獣保護区の存続期間の更新     | 1 |
| ○特別保護地区の指定         | 7 |
| ○平成26年度地籍調査事業計画の変更 | 9 |

### 公 告

|             |    |
|-------------|----|
| ○争議行為の通知の公表 | 10 |
|-------------|----|

## 告 示

### 富山県告示第446号

鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により呉羽山鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、平成26年11月1日から施行する。

平成26年10月22日

富山県知事 石 井 隆 一

- 鳥獣保護区の名称  
呉羽山鳥獣保護区
- 鳥獣保護区の区域  
別紙図面に表示する区域
- 鳥獣保護区の存続期間  
平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
- 鳥獣保護区の保護に関する指針  
(1) 指定区分

## 身近な鳥獣生息地

## (2) 指定目的

この区域は、標高100メートル前後の丘陵地帯で、植生は広葉樹及びスギ、アカマツ等の造林地で構成されている。

この区域には、ヒヨドリ、ホオジロ、カワラヒワ、エナガ等の鳥類が年間を通して生息している。獣類では、ノウサギ、テン、イタチ、ムササビ等が生息している。

これら鳥獣の生息環境の保全を図るため、当該区域を引き続き鳥獣保護区として指定するものである。

(「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

## 富山県告示第447号

## 鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定により南蟹谷鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、平成26年11月1日から施行する。

平成26年10月22日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 鳥獣保護区の名称

南蟹谷鳥獣保護区

## 2 鳥獣保護区の区域

別紙図面に表示する区域

## 3 鳥獣保護区の存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

#### 4 鳥獣保護区の保護に関する指針

##### (1) 指定区分

森林鳥獣生息地

##### (2) 指定目的

この区域は、渋江川の上流にあり森林は広葉樹を主とした天然林とスギの造林地で構成されていることから、渋江川の清流とあいまって鳥獣の生息に良い条件を備えており、ツグミ、カシラダカ等の渡り鳥が多く飛来するので、鳥獣の保護を図るものである。

(「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

#### 富山県告示第448号

鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により縄ヶ池鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、平成26年11月1日から施行する。

平成26年10月22日

富山県知事 石 井 隆 一

##### 1 鳥獣保護区の名称

縄ヶ池鳥獣保護区

##### 2 鳥獣保護区の区域

別紙図面に表示する区域

##### 3 鳥獣保護区の存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

##### 4 鳥獣保護区の保護に関する指針

## (1) 指定区分

森林鳥獣生息地

## (2) 指定目的

この区域は、砺波平野の南端に位置し、区域内には縄ヶ池や夫婦滝などいくつかの谷川があり、鳥獣の好適な生息環境をなしており、ツキノワグマ等の多種の森林鳥獣が生息している。

このため、生息する鳥獣の保護を図るものである。

(「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

**富山県告示第449号**

鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により東福寺鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、平成26年11月1日から施行する。

平成26年10月22日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 鳥獣保護区の名称

東福寺鳥獣保護区

## 2 鳥獣保護区の区域

別紙図面に表示する区域

## 3 鳥獣保護区の存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

## 4 鳥獣保護区の保護に関する指針

## (1) 指定区分

## 森林鳥獣生息地

## (2) 指定目的

この区域は、滑川市の南東部に位置し、県民の憩いの場として広く活用されているとともに、オオルリやタヌキ等の森林鳥獣が生息している。また、この区域は市街地に近いことから、県民の探鳥の場として提供し、鳥獣保護思想の普及啓発を図るものである。

(「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

## 富山県告示第450号

## 鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定によりねいの里鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、平成26年11月1日から施行する。

平成26年10月22日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 鳥獣保護区の名称

ねいの里鳥獣保護区

## 2 鳥獣保護区の区域

別紙図面に表示する区域

## 3 鳥獣保護区の存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

## 4 鳥獣保護区の保護に関する指針

## (1) 指定区分

身近な鳥獣生息地

## (2) 指定目的

この区域は、富山市婦中町の西部に位置し、富山県置県百年記念県民公園地域も含まれ、県民の憩いの場として広く活用されているとともに、渡り鳥の重要な経路に当たるため、鳥獣の保護を図るものである。

(「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

**富山県告示第451号**

鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により宮島峡鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、平成26年11月1日から施行する。

平成26年10月22日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 鳥獣保護区の名称

宮島峡鳥獣保護区

## 2 鳥獣保護区の区域

別紙図面に表示する区域

## 3 鳥獣保護区の存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

## 4 鳥獣保護区の保護に関する指針

## (1) 指定区分

森林鳥獣生息地

## (2) 指定目的

この区域を縫うように流れる子撫川は、宮島峡付近で複雑に蛇行し、子撫川

ダムによって形成されたダム湖は豊かな水を湛え、周囲の森林と調和した美しい自然を残しており、この一帯は稲葉山・宮島峡県定公園に指定されている。植生はコナラ、クリ、アカマツ、ネジキ等の二次林が主である。

河川やダム湖には魚類も多く、カモ類やカワセミ、ミサゴなど多様な野生鳥獣が生息する豊かな自然環境になっている。

また、宮島峡一の滝やおうけつ群（県指定天然記念物）を始め、宮島の大杉、岩抱きのケヤキなど文化財も点在し、優れた自然探勝地域となっているため、多くの県民が訪れている。

これらのことから、鳥獣保護区に指定し鳥獣の生息環境の保全を図ることで、来訪者への自然観察の場として活用するため、鳥獣保護区として指定するものである。

（「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。）

（自然保護課）

## 富山県告示第452号

### 特別保護地区の指定について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により次のとおり特別保護地区を指定しようとするので、同条第4項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、平成26年11月1日から施行する。

平成26年10月22日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 特別保護地区の名称  
縄ヶ池鳥獣保護区特別保護地区
- 2 特別保護地区の区域  
別紙図面に表示する区域
- 3 特別保護地区の存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

#### 4 特別保護地区の保護に関する指針

##### (1) 指定区分

森林鳥獣生息地

##### (2) 指定目的

当該地域は、砺波平野の南端に位置し、標高 600m の山麓から高落場山や高清水山などの森林からなる区域である。区域内には夫婦滝などの谷川があり、また、ブナやミズナラ等の原生林となっており、鳥獣に好適な生息環境をなしている。このため、当該区域を、特別保護地区に指定し、行為の制限等を行うことにより森林性の野生鳥獣の生息地の保全を図るものである。

(「別紙図面」は、省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

### 富山県告示第453号

特別保護地区の指定について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により次のとおり特別保護地区を指定しようとするので、同条第4項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、平成26年11月1日から施行する。

平成26年10月22日

富山県知事 石 井 隆 一

#### 1 特別保護地区の名称

ねいの里鳥獣保護区特別保護地区

#### 2 特別保護地区の区域

別紙図面に表示する区域

#### 3 特別保護地区の存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで



#### 4 特別保護地区の保護に関する指針

##### (1) 指定区分

身近な鳥獣生息地

##### (2) 指定目的

この区域は、県民に自然に関する学習の場を提供することを目的に設置された県民公園自然博物館の区域であり、コナラ、ヤマザクラ等の落葉樹及びアカマツ、ソヨゴ等の常緑樹が多く、鳥類が好む実のなる木を豊富に含む林相となっていることから、環境省が作成したレッドデータブックに掲載されているミサゴ、オオタカ及びサンショウクイその他の鳥類並びにタヌキ、キツネ等の獣類が生息しており、鳥獣の保護及び鳥獣の生息地の保護のため特に重要な区域である。このため、この区域を特別保護地区に指定し、鳥獣の保護及び鳥獣の生息地の保護を図るとともに、自然とのふれあいの場並びに環境教育及び環境学習の場として提供し、鳥獣保護思想の普及啓発を図るものである。

なお、この区域の管理については、定期的な巡視の実施等により、静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

(「別紙図面」は、省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

#### 富山県告示第454号

平成26年度地籍調査事業計画の変更について

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により定めた平成26年度地籍調査事業計画を変更したので、同条第5項の規定により次のとおり公示する。

平成26年10月22日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 変更に係る地籍調査を行う者の名称及び調査地域

| 調査を行う者の名称 | 事業の内容 | 調査地域  |
|-----------|-------|---|
| 南砺市       | 地籍調査  | 南砺市箆渡、下出、夏焼、大島、菅沼、<br>上中田・田下、新屋、広瀬館、<br>小原、猪谷 |

## 2 変更に係る調査期間

平成26年9月30日から平成27年3月31日まで

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

**争議行為の通知の公表**

富山赤十字病院労働組合執行委員長井上直樹から、平成26年10月15日付けで争議行為を行う旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成26年10月22日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 事件

全日赤2014年秋闘統一要求及び単組2014年秋闘独自要求に関する件

## 2 日時

平成26年11月1日午前零時より本事件解決に至るまで

## 3 場所

富山市牛島本町2丁目1番58号 富山赤十字病院

## 4 概要

必要な一切の合法的争議行為を実施する。